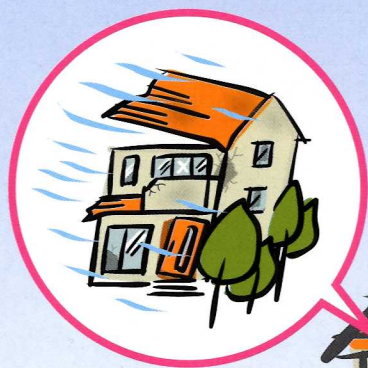


新宿区空き家等の適正管理に関する条例

を制定しました



条例制定に当たって

本来、建物等は、所有者、管理者等が適切に管理すべきものです。

しかし、所有者、管理者等が適正な管理を怠り、防火・防犯上問題がある空き家や、いわゆるごみ屋敷となってしまう例があります。

このような場合、周辺環境へ悪影響を及ぼすことや近隣住民が対応に苦慮することもあり、また、老朽化が進んだ空き家については、防災上の危険性も指摘されています。

区は、こうした問題を解決するための対応策を明らかにすることにより、犯罪や火災・倒壊等を防ぎ、もって区民の安全で安心な暮らしを実現するため、この条例を制定しました。

